

特定市営大山台住宅 入居申込みのご案内

(子育て世帯向け特定市営住宅随時募集用)

特定市営大山台住宅は、子育て世帯への支援を目的として、中堅所得層向けにリノベーションされた住宅です。

そのため、子育て世帯については、家賃を一部減額して低廉な家賃となっておりますが、入居者には規制や義務が伴います。この案内の内容をよく御承知おきの上、お申し込みください。

<申込みについての注意事項>

◎入居対象は下記の条件を有する世帯となります。

【申込資格】小学校卒業前の子どもを含む3人以上または妊婦を含む2人以上の世帯

【収入基準】収入月額:158,000円以上 487,000円以下

※申込資格の詳細は3ページの「2 入居申込者の資格」を、収入の計算方法は4～6ページの「3 収入基準」をご確認ください。

◎入居期間は最大2年間です。ただし、末子が中学校を卒業する年度末まで2年毎に延長可能です。※収入基準超過の場合は延長不可。

水戸市 住宅政策課

水戸市営住宅等指定管理者
一般財団法人茨城県住宅管理センター

目次

	ページ
募集住宅の概要	1
1. 申込みから入居までの流れ	2
2. 入居申込者の資格	3
3. 収入基準	4～6
4. 入居申込に必要な書類	7～9
5. 誓約書の提出と敷金の納入から入居まで	10
6. 入居後の注意事項	11～12
7. 写真及び間取り図	13

【申込み先及び申込みに関するお問合せ先】

水戸市営住宅等指定管理者 一般財団法人茨城県住宅管理センター

住所 〒310-0062 水戸市大町3丁目4番36号 大町ビル2階

電話番号:029-297-8360(水戸センター管理課)

受付時間:午前8:30～午後5:15(土日祝日を除く)

ホームページのアドレス <https://www.ijkc.jp/>

一般財団法人茨城県住宅管理センター案内図



【交通案内】

- ・水戸駅北口から徒歩で約20分
- ・バス利用の場合は水戸駅北口バス・ターミナルから大工町方面行きで南町3丁目下車、徒歩5分
または、水戸駅北口4番のりばから水戸市内循環線(内回り)でNTT茨城支店下車、徒歩1分

※大町ビル1階(ピロティ)の駐車場は有料となります。お車でお越しの方は、食糧会館となりの【住宅管理センター】の看板がある駐車区画【10・11・12・13】をご利用ください。

募集住宅の概要

1 概要

- 住宅名：特定市営大山台住宅
- 所在地：水戸市見川町1820-5
- 戸数：16戸 ※間取り図はP13を参照ください。

2 住宅の内容及び家賃の概要

鉄筋コンクリート造 4階建1棟16戸	間取り	戸当たり 住戸面積	家賃
子育て世帯向け (A, Bタイプ)	2LDK	81.16m ²	72,000円 子育て世帯：55,000円

- ※子育て世帯向けとして、本来家賃（72,000円）から減額した定額家賃（55,000円）となります。
- ※駐車場（1住戸につき1台）利用の場合は、別途使用料として月額2,100円/1区画がかかります。
- ※2台目駐車場は徒歩3分の所に8区画あります。空きがある場合は利用できます（月額2,100円）。
空きの有無については、茨城県住宅管理センター（029-297-8360）までお問い合わせください。

3 募集住戸位置図（北側から見た位置図）

4階	404号室 Bタイプ	403号室 Aタイプ	外 階段	402号室 Bタイプ	401号室 Aタイプ
3階	304号室 Bタイプ	303号室 Aタイプ		302号室 Bタイプ	301号室 Aタイプ
2階	204号室 Bタイプ	203号室 Aタイプ		202号室 Bタイプ	201号室 Aタイプ
1階	104号室 Bタイプ	103号室 Aタイプ		102号室 Bタイプ	101号室 Aタイプ

←市営大山台住宅2号棟

※エレベーターは2号棟と共用となります。

4 付帯施設

- エレベーター ●駐車場(1住戸1台, 2台目は8区画(空きがある場合に限る)：月額2,100円/1区画)
- 自転車置場 ●ごみ集積所 ●集会所

5 主な施設

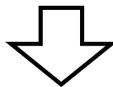
- 給水：市上水道 ●電気：東京電力 50A ●ガス：都市ガス（東部ガス）
- 電話：NTT（屋内配線工事費については自己負担となります。）
- テレビ受信：共同アンテナ（地上デジタル、BS放送対応）
- 給湯設備：給湯器による3か所給湯（浴室、台所、洗面所）
- その他：カウンターキッチン、ユニットバス、シャワー・ドレッサー、エアコン、モニター付きインターホン、温水洗浄便座、24時間換気設備、昇降式室内物干、宅配ボックス

1 申込みから入居までの流れ

①申込資格の確認

特定市営大山台住宅への入居を申し込むためには一定の資格が必要です。

申込資格はこの案内の3ページ「2 入居申込者の資格」及び4～6ページ「3 収入基準」を御確認ください。



②申込書の記入及び入居資格審査書類の用意

特定市営住宅入居申込書は、記入例をよく見て、必要事項を漏れなく記入してください。

審査書類は、この案内の7～9ページ「4 入居申込に必要な書類」を御確認いただき、漏れがないようにそろえてください。



③申込み ※申込者が来所にて入居資格審査を受ける

必要書類持参の上、(一財)茨城県住宅管理センターで入居資格審査を受けてください。



④住宅のご案内(あつ旋・内覧)

③の入居資格審査により入居に必要な資格が確認された世帯は、待機者名簿に登録されます。その後、希望住宅に空きが生じたとき、登録の順番に従い、連絡します。連絡がありましたら、(一財)茨城県住宅管理センターで部屋の鍵を借りて、住宅の内覧を行っていただきます。



※ここから先は、内覧した住宅に入居を希望される世帯のみとなります。

⑤誓約書等の提出 ※緊急連絡先の審査

入居手続きのための誓約書及び誓約書に添付する書類を持参又は簡易書留で郵送いただき、審査します。



⑥敷金の納付～入居説明及び鍵渡し

入居資格審査及び誓約書等の審査で適格となった方に、入居説明会の日時について御案内いたします。

入居説明会の当日に管理センター窓口で敷金納入通知書(家賃の3か月分)をお渡ししますので、午後3時までに金融機関で納付してください。

※敷金を納付されない場合は、入居できません。

敷金の納付確認後、入居許可書と鍵を渡して、入居に際しての手続きや注意事項等について説明します。

入居は入居説明及び鍵渡しの日(入居可能日)から15日以内に完了してください。

※入居申込書、入居資格審査に必要な書類及び誓約書、誓約書に添付する書類に記載された個人情報、入居管理のためだけに使用します。

2 入居申込者の資格

申込者は、次の(1)から(7)に掲げる要件を全て備え、それを証明できる方に限ります。また、**入居資格審査後に入居世帯以外で緊急連絡先を1人立てていただくことになります。**(緊急連絡先については、10ページ「(1) 緊急連絡先について」参照)

(1) 小学校卒業前の子どもを含む3人以上の世帯又は妊婦を含む2人以上の世帯であること。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。

ア 親族には配偶者、子などの他、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方(住民票で「未届夫」又は「未届妻」となっている場合、いばらきパートナーシップ宣誓者)及び婚約者を含みます。

なお、婚約中の申込み受付は、入籍予定日の1年前からですが、住宅の紹介は婚姻予定日の2か月前からとなります。ただし、入居前までに入籍したことが戸籍等により確認できることが条件となります。

イ 未成年者の申込みは認められません。

ウ 次のように同居が不自然な場合には、申込みは認められません。

(例)・夫婦を分割して子どもと同居しようとする場合(離婚調停中で入居前(住宅内覧日)までに離婚成立したことが戸籍等により確認できる方、DV被害者を除く。)

・夫婦の他に両親や祖父母の一方のみと同居しようとする場合等(一方が介護施設に入所中等で同居が困難と認められる場合は除く。)

(3) 収入基準に当てはまること。(詳細については、4～6ページ参照)

(4) 自ら居住するための住宅を必要としていること。

(5) 市町村税を完納していること。

(6) 入居者又は同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)ではないこと。

(7) 期限付入居に同意できること。

(8) 過去に公営住宅を退去し、現在その家賃等を滞納していないこと。

3 収入基準

(1) 入居申込者資格の収入基準は、次のとおりです。

次項により算出した収入月額が、158,000円以上487,000円以下の世帯

《参考》収入基準早見表

- ① 給与収入者1人+他の同居者が無収入の場合
…総収入で算定します。

世帯構成	収入のない同居者：1人	収入のない同居者：2人	収入のない同居者：3人	収入のない同居者：4人
給与収入者1人	3,512,000円～ 8,248,889円	3,996,000円～ 8,654,000円	4,472,000円～ 9,034,000円	4,948,000円～ 9,414,000円

- ② 収入のある方が複数いる場合や給与収入以外の収入がある場合
…収入のある方全員の所得の合計金額で算定します。

世帯構成	収入のない同居者：0人	収入のない同居者：1人	収入のない同居者：2人	収入のない同居者：3人
収入のある方：1人	-	2,376,000円～ 6,324,000円	2,756,000円～ 6,704,000円	3,136,000円～ 7,084,000円
収入のある方：2人	2,476,000円～ 6,424,000円	2,856,000円～ 6,804,000円	3,236,000円～ 7,184,000円	3,616,000円～ 7,564,000円

※上表はあくまで早見表となっており、障害者控除やひとり親控除などで変動しますので、詳しく確認したい場合は、(一財)茨城県住宅管理センター(029-297-8360)までお問い合わせください

(2) 収入月額の計算方法は、次のとおりです。

(所得金額、同居・別居扶養親族控除額及び特別控除額は、(3)、(4)、(5)をご参照ください。)

収入月額 = (世帯の年間所得金額 - 同居及び別居扶養人数 × 380,000円 - 特別控除額) ÷ 12か月

$$\left(\begin{array}{c} \text{世帯の年間所得金額} \\ \text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{同居・別居扶養親族控除額} \\ 380,000 \text{円} \times \text{人} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特別控除額} \\ \text{円} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{c} \text{収入月額} \\ \text{円} \end{array}$$

※(3)により算出した世帯の所得金額を合算
 ※申込名義人以外の同居予定親族数と別居扶養親族数の合計(1人につき38万円)
 ※(5)の該当する特別控除額を合計
 ※(1)の収入基準以下であること

(3) 世帯の年間所得金額

ア 次により算出した所得金額を合算します。

- a 給与所得の場合

給料、賃金、賞与等の合計所得で、その額は収入金額から所得税法で規定する給与所得控除額と特定支出控除額を差し引いた金額

(源泉徴収票の給与所得控除後の金額又は課税証明書の所得金額)

なお、前年の1月2日以降に現在の職場に就職又は転職した場合は、満額3か月以上の支給額から推定年間収入金額を算出します。

b 事業所得（営業等・農業）の場合

農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業による収入

なお、前年の1月2日以降に現在の事業又は営業を開始した場合は、事業所得等収支明細書により事業を営んだ月数の総収入金額から推定年間所得金額を算出します。

c 公的年金の収入は雑所得となります。（課税証明書の雑所得金額）

イ 次のような収入や所得は、所得金額の計算には含めません。

- a 退職所得、譲渡所得等一時的な所得
- b 生活保護の各種扶助、児童扶養手当、特別児童扶養手当
- c 労災保険の各種保険給付、雇用保険の失業等給付及び健康保険の手当金など
- d 障害（基礎・厚生）年金及び遺族（基礎・厚生）年金
- e 仕送りによる収入
- f 退職予定者（入居前（住宅内覧日）までに退職したことが確認できることが条件となります。）の給与所得等

(4) 同居及び別居扶養親族控除額

全ての世帯の申込名義人以外の同居予定親族と別居中の扶養親族（所得税法上の扶養親族）は、収入の有無にかかわらず、1人につき38万円を控除します。

扶養親族控除額＝（申込名義人以外の同居予定親族数＋別居扶養親族数）×380,000円

(5) 特別控除額

種 別	対 象 者（年齢：申込み時点）	控 除 額
基礎控除	給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある方	10万円（所得が10万円に達しないときはその額）
老人扶養親族控除	扶養親族（別居扶養親族を含む。）で、かつ年齢が70歳以上の方	1人につき10万円
特定扶養親族控除	扶養親族（別居扶養親族を含む。）で、かつ年齢が16歳以上23歳未満の方	1人につき25万円
ひとり親控除	非婚（未婚）の方または配偶者と離婚・死別等した後に婚姻または事実婚状態にない人で、生計を一にする子（48万円以下かつ他者の扶養になっていない）を有し、合計所得金額が500万円以下の方	35万円（所得が35万円に達しないときはその額）
寡 婦 控 除	ひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、夫と死別し、若しくは離婚した人で扶養親族を有し、合計所得が500万円以下である方	27万円（所得が27万円に達しないときはその額）

種 別	対 象 者 (年齢：申込み時点)	控 除 額
障 害 者 控 除 (申込名義人, 同居親族 又は別居扶養親族)	身体障害者手帳 (3級～6級), 精神障害者保健福祉 手帳 (2級, 3級) 又は療育手帳 (B, C) を持って いる方	1人につき 27万円
特 別 障 害 者 控 除 (申込名義人, 同居親族 又は別居扶養親族)	身体障害者手帳 (1級, 2級)・精神障害者保健福祉 手帳 (1級) 又は療育手帳 (㊤, A) を持っている方	1人につき 40万円

4 入居申込に必要な書類

(1) 入居資格審査必要書類確認表

書類等の区分	申込者世帯全員の方に提出していただく必要書類の内容	確認欄
<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票（全部記載）	本籍・続柄等の記載のあるもの ※市町村長発行のもので、発行後3か月以内のもの （現住所と住民票記載の住所が一致していること）	
所得等の証明書	<input type="checkbox"/> 最新年度の課税証明書 ※市町村長発行のもので、発行後3か月以内のもの（所得、年税額、控除及び扶養等の内訳が分かるもの） ※所得のない方も必要です。（課税証明の内訳記載で非課税のもの）	
市町村税の納税状況（滞納していないこと）が分かる証明書	<input type="checkbox"/> 完納証明書（未納がないことの証明） ※市町村長発行のもので、発行後1か月以内のもの ※完納証明書を発行していない市町村の方は、全税目の滞納がないことが確認できる最新年度の納税証明書（過年度も滞納がないこと） ※国民健康保険加入の世帯は国民健康保険税を含むもの。ただし、国民健康保険料の場合は除く。	
注)課税証明書及び納税証明書については、所得の有無にかかわらず、18歳以上の世帯全員分が必要です。（ただし、高校生で扶養親族であることが確認できる方は除きます。）		
<input type="checkbox"/> 申立書（別途様式）	入居者及び同居親族が暴力団員ではないこと等の申立て	

※ 課税証明書は市町村によって呼び方が違いますので、上記内容の記載を確認の上、取得してください。

※ 課税証明書は、1月1日に住所があった市町村等で取得してください。

上の表以外に、下表の個別の事由に該当する場合は、表中の添付書類が必要です。

個別な事由	申込者世帯の中で該当する方は全員分を提出していただく書類	確認欄
給与所得者の場合	<input type="checkbox"/> 在職証明書兼給与証明書（特定市営住宅申込用）（別途様式） ※前年1月2日以降に就業を開始した方、又は転職した方は、現在の勤め先で裏面の支払い明細を記入してください。 ※給与支払い実績が3か月未満の場合は、見込額を含めて3か月分を記載してください。 <input type="checkbox"/> 最新年度の源泉徴収票 （ただし、1月～6月に申込む場合のみ）	
事業所得者の場合	<input type="checkbox"/> 業務開始申立書（別途様式） <input type="checkbox"/> 確定申告書控え（第一表・第二表）のコピー※要受付日印字 （ただし、2月～6月に申込む場合のみ） <input type="checkbox"/> 事業所得等収支明細書 ※前年1月以降に自営業を開業した場合は、直前12か月分の収支明細書。ただし、満額3か月以上の実績があること。	
年金受給（予定）の場合	最新年度の年金額の記載されている<u>いずれか</u>の書類 <input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 年金裁定通知書 <input type="checkbox"/> 年金振込通知書 <input type="checkbox"/> 公的年金の源泉徴収票	

個別な事由	申込者世帯の中で該当する方は全員分を提出していただく書類	確認欄
退職して現在無職の場合 (前年1月から現在。1月～6月に申し込む場合には前々年1月から現在)	<input type="checkbox"/> 退職証明書 (当時の勤務先の代表者等が証明したもの) <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者離職票のコピー <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証のコピー ※退職したことが確認できる上記いずれかの書類	
退職予定の場合	<input type="checkbox"/> 退職予定証明書 (別途様式) ※入居申込み受付は退職予定日の1年前からで、入居前 (住宅内覧日) までに退職が確認できることが条件となります。 ※追加書類として、入居前 (住宅内覧日) までに退職を証明する書類 (退職証明書等) を提出すること。	
ひとり親世帯等の場合	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (全部事項証明書で発行後3か月以内のもの) ※親子等で別戸籍の場合、それぞれ必要となります。(母子・父子世帯、夫婦で片親と入居する場合)	
障害者世帯の場合	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳のコピー <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳のコピー <input type="checkbox"/> 療育手帳のコピー ※障害があることが確認できる上記いずれかの書類	
婚約中の場合	<input type="checkbox"/> 婚約証明書 (別途様式) ※申込み受付は入籍予定日の1年前からで、入居前までに入籍したことが確認できることが条件。 ※追加書類として、入籍後の戸籍謄本又は住民票を提出すること。	
いばらきパートナーシップ宣誓者の場合	<input type="checkbox"/> いばらきパートナーシップ宣誓書受領証のコピー <input type="checkbox"/> いばらきパートナーシップ宣誓書受領カードのコピー	
離婚調停中の場合	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所が発行する事件係属証明書 ※入居前 (住宅内覧日) までに離婚したことが確認できることが条件。 ※追加書類として、離婚後の戸籍謄本を提出すること。	
妊婦世帯の場合	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の表紙のコピー	
その他の場合	<input type="checkbox"/> 現況に関する申立書や各種証明など	

※入居資格審査必要書類の他に、入居予定世帯の状況により必要書類の追加を求められることがありますので、あらかじめご了承ください。

※第三者に書類を作成してもらう場合 (在職証明書兼給与証明書・退職証明書等) には、間違いに注意してください。→鉛筆で記載された書類や修正液等で訂正した書類では、申込みできません。また、フリクションボールペン (消えるボールペン) は使用しないでください。記載漏れがないかどうか必ず確認してください。

(2) 申込書の有効期限について

入居申込み時の書類審査において、入居資格が認められた世帯は、無期限で待機登録が可能となります。このため、待機中における事情の変更等について、事前にご理解をいただき、別添の【水戸市営・特定市営住宅入居申込みに関わる確認書兼同意書】をご提出いただくこととなります。

住宅の紹介については、申込みから1年以上経過したときは、申込み時に入居資格を有している方であっても、改めて申込書と添付書類をご提出していただき、再度、資格の審査を行います。

ただし、ご紹介できる住宅をご案内した際に、3回正当な事由（長期入院など）以外で連絡が取れないときや入居を見送るときは、入居申込みの取下げとなりますのでご注意ください。

申込書を提出した後でも、下記に該当する方は、必ず管理センターへ連絡をお願いいたします。

- (1) 氏名の変更
- (2) 住所の変更
- (3) 電話番号の変更（住宅のあつ旋時に使用します。）
- (4) 世帯構成の変更（世帯員の変更で入居申込要件を満たさなくなることがあります。）
- (5) 入居申込みの取下げ
- (6) その他、申込資格に係る変更等

申込みから住宅を紹介するまで1年以上経過した場合において、改めて提出いただいた書類で入居資格審査を行った結果、入居要件を満たさなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

申込み以降で、入居資格等を確認したい方は、管理センターへお問合せください。

5 誓約書の提出と敷金の納入から入居まで

緊急連絡先を記入した誓約書及び誓約書に添付する書類を指定された期日までに、(一財)茨城県住宅管理センターへ持参又は簡易書留で郵送してください。

入居資格審査及び誓約書等の審査で適格となった方に、入居説明会の日時について御案内いたします。入居説明会の当日に管理センター窓口で敷金納入通知書(家賃の3か月分)をお渡ししますので、午後3時までに金融機関で納付してください。敷金の納付確認後、入居説明及び鍵渡しを行います。

万が一、敷金を納付されない場合、入居できません。

(1) 緊急連絡先について

◎緊急連絡先とは

緊急連絡先は、安否、事故、火災、及び水漏れなどの緊急時に入居者と連絡が取れない場合に、連絡するためのものです。

◎緊急連絡先の要件

緊急連絡先は、緊急時に必ず連絡を取れる方である必要があるため、原則として、民法に定める親族(3親等以内)としてください。また、緊急連絡先の氏名などは、本人の自署で記入してください。

ただし、親族(3親等以内)を緊急連絡先とすることが難しい場合には、ご相談ください。

(2) 誓約書に添付する書類

ア 緊急連絡先の方の身分証明書の写し

※運転免許証、パスポート、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳、在留カード、年金手帳など、住所・氏名・生年月日の分かるもの

イ 入居予定者の家系図(別途様式)

※6親等程度まで分かる範囲で記入してください。

ウ 緊急連絡先変更に係る誓約書

エ 入居の決定に係る説明を受けた旨の確認書

(3) 敷金の納付

入居説明会の当日、管理センター窓口で敷金納入通知書をお渡ししますので、午後3時までに敷金(家賃の3か月分)を金融機関で納付してください。敷金を納付されない場合は、入居できません。

(4) 入居説明及び鍵渡し(管理センターの窓口で行います。)

ア 敷金の納付確認後、入居許可書と鍵を渡します。

イ 入居に当たっての注意事項や入居してから守っていただく事項などを説明します。

(5) 入居

ア 入居説明及び鍵渡し日(入居可能日)から15日以内に入居してください。

イ 家賃は入居説明及び鍵渡し日(入居可能日)から発生します。

6 入居後の注意事項

(1) 家賃等

家賃等は**毎月末日**（休業日のときは翌営業日、12月は25日）までに、その月分を納付していただきます。なお、納付に当たっては、**口座振替**をご利用ください。

口座振替は、誓約書等の提出時に、振替先の銀行のキャッシュカードをお持ちいただくか、金融機関窓口でお手続きください。

※家賃等を滞納した場合には、住宅を明け渡していただくことがあります。

(2) 各種申請・現況確認書類等の提出

こどもの就職による独立など、入居期限内に入居者の状況が変更する場合は、速やかに（一財）茨城県住宅管理センター（029-297-8360）まで連絡して必要な申請をしてください。

また、入居者の現況確認（書類や電話など）をさせていただくことがありますので、その際は必ず対応をしてください。

(3) 入居期間(最大2年)

入居期間は最大2年間（年度途中に入居した場合は、翌年度の3月31日までの期間）となります。なお、入居期間満了時点で中学校を卒業していないこどもがいる場合は、2年又は未子が中学校を卒業する年度末まで2年毎に延長することができます。延長手続きについては、入居期間が満了する年度の9月末を目安に対象の方へご案内します。

※延長時には、入居申込み時と同様の手続きが必要となります。ただし、4～6ページ「3収入基準」により算出した収入月額が487,000円を超えた場合や、家賃等を滞納している場合、入居期間延長申出書及び添付書類の提出がない場合は延長が認められません。

(4) 家賃以外の支出

家賃のほか、次のような経費がかかります。

- ア 駐車場使用料
- イ 外灯、階段灯、共同アンテナブースター、エレベーター等の電気代（自治会で費用を徴収し、管理）
- ウ 共用水道の水道料（自治会で費用を徴収し、管理）
- エ 自治会費
- オ その他

(5) 禁止事項

市営住宅等は共同生活の場ですので、次のことを禁止しています。守っていただけない場合、住宅の明渡しを請求することもありますので、十分にご注意ください。入居後は、団地内の他の居住者と円満な共同生活をしてください。

- ア 周辺の環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為を行うこと
- イ 動物（犬・猫・鳥類等）を飼育すること（盲導犬については、ご相談ください。）
- ウ 決められた場所以外に駐車すること

- エ 不正行為による入居，又は住宅を他の者に貸し，若しくは入居の権利を他の者に譲渡すること
- オ 家賃等を滞納すること
- カ 無断での住宅の様様替えや増築を行うこと
- キ 住宅又は共同施設を故意にき損すること
- ク 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき
- ケ 住宅を住宅以外の目的で使用するこ
- コ 入居者又は同居者が暴力団員であること

(6) 共同生活における自主運営

快適な団地をつくり，明るく楽しい団地生活を営んでいただくために，入居者の組織として自治会（又は町内会）が組織されており，団地内の清掃・草刈等，入居者が団地生活を快適に過ごすための重要な役割を果たしています。入居者は，自治会に加入し，住みよい団地づくりにご協力ください。

(7) 住宅を退去する場合

退去予定日の15日前までに，茨城県住宅管理センターに『市営・特定市営住宅返還届』を提出していただきます。

また，破損箇所の修繕，汚れ箇所の清掃などは，入居者の負担により元どおりに直していただきます。（畳の表替と襖の張替は必須となります。）なお，住宅の返還日については，修繕が完了したことを確認した日となります。

7 間取り図及び写真

間取り図(Bタイプ)



※Aタイプは反転したタイプとなります。



住宅の様子は動画でもご覧いただけます！

QRコードはこちら👉

※Youtube へつながります。

